

尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価実施計画書に対する質疑・意見への回答・見解

●委員からの質疑・意見への事業者の回答・見解

	質疑・意見	回答・見解
事業内容		
1	・ごみが減少することを前提として施設規模を決めているが、新型コロナウイルス感染症の影響はないか。[第2回]	・過去にも何らかの影響で一時的に増加したことはあるが、基本的には焼却対象ごみ量については減少傾向にある。[第2回] ・施設規模については、現在策定中の尼崎市一般廃棄物処理基本計画で検討されている値に基づき決定する。[第2回]
周辺の環境		
2	・住居だけでなく、病院・福祉施設や教育施設の立地状況はどうか。[第1回]	・最寄りの施設としては、保育所があるが、住宅地の中にあり距離としては1.2 km以上となる。[第1回]
工事の方法、施設の配置		
3	・事業予定地は更地となるのか、一部の施設は存続するのか。また、施設の配置予定はどうか。[第1回]	・更地にしたうえで、焼却施設、リサイクル施設、し尿処理施設を集約して設置する計画としている。[第1回]
環境影響評価の項目選定の考え方		
4	・事業予定地の周辺には住宅地がないということであるが、住宅地以外は評価しなくてもいいのか。[第1回] ・住民はいないかもしれないが、事業所で働いている方々への影響もあると思うので、項目選定の際には考慮した方がよいのではないかと。[第1回]	・工業専用地域であり、住宅がない環境であるため、各項目の影響の程度を判断したうえで選定を行っている。[第1回] ・近隣の事業所についても保全対象と考えているが、事業予定地は工業専用地域であり、これまで環境に関する特段の苦情がないこと、本事業が建て替えであることを踏まえ、新たに生じる影響は小さいと考えている。[第1回・補足]
	・環境影響評価の項目選定において、近隣から苦情がないことと更新事業ということを理由に対象項目を省略することは難しいのではないかと。[第2回] ・個別の対象項目と全体の対象項目の選定の考え方に異なる部分があることを踏まえた表現を検討してはどうか。[第2回]	・本事業を実施することによって影響を及ぼす可能性のある環境要素を抽出したうえで、技術指針にある重点化・簡略化の考え方を踏まえて、環境影響評価項目の選定を行っている（各項目の選定・非選定の理由については実施計画書の表4-2で示している）。なお、簡略化にあたっては、①土地利用の状況（近傍に住居が存在しない工業専用地域であること）【低周波音、電波障害、日照、ヒートアイランド現象、都市環境、安全性】、②保全対象の存在・分布状況【植物、動物、生態系、文化財、都市施設】、③法令等の基準・要件【風害】を考慮・参考としている。[第2回・補足]
調査の方法		
5	・調査への新型コロナウイルス感染症の影響についてはどう考えているか。[第2回]	・調査は令和3年の実施を予定しており、新型コロナウイルス感染症の影響を回避するため調査時期については後ろ倒しとしたいが、四季の状況を確認する調査において影響が生じることはやむを得ないと考えている。[第2回]

	質疑・意見	回答・見解
評価の方法		
6	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の良好な環境づくりについては、どのように評価するのか。[第2回] ・事業者側で一方的に評価するのではなく、地域社会や地域住民がどう感じているかも示していただきたい。[第2回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境創造要因（廃棄物・地球温暖化）に関する取組が良好な環境の創造や地域社会にどの程度役立っているか、どの程度努力できているかといった視点で評価することとしている。[第2回] ・環境影響評価を行った結果については、準備書として取りまとめ、環境影響評価手続きに基づき準備書に対する市民意見を受け付けるほか、説明会の開催を行うことになるため、これらの機会において地域住民の意見を把握し、本審議会で示すこととしたい。[第2回・補足]
7	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域社会」はどのぐらいの範囲をイメージしているのか。[第2回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・尼崎市という自治体としての地域、施設の利用者としての住民を対象とした範囲をイメージしており、尼崎市域が中心になると考えている。[第2回]
住民の参加		
8	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会を開催する旨を誰にどのように伝えるのか。市報において説明会の案内をするだけでは、意見を聴くべき人たちから意見が聴けているか疑問がある。[第3回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画書では事業予定地周辺の住民を対象として、市報やホームページでの案内に加え、地域のコミュニティ掲示板にも案内を掲示した。[第3回] ・説明会への参加者がほとんどいなかった理由としては、周知が足りなかったのか、関心をもつ人がいなかったのははっきりしない。[第3回] ・準備書についてはできるだけ多くの方に参加してもらえるよう検討したい。[第3回]
騒音・振動・低周波音		
9	<ul style="list-style-type: none"> ・事業予定地から直近の住宅地までの距離は1.2 kmということであるが、低周波音を評価対象項目として選定するかしないかを判断する際に、この距離は遠いのか近いのか。[第1回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の事例からすると350 mの距離で選定している場合もあるが、200 m～800 mの距離で選定しない場合もある。1.2 kmは遠い部類に入ると考えられるため、選定は不要と考えている。[第1回]
10	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の都市計画マスタープランにおいては国道43号と五合橋線が交差する部分において交通渋滞が生じやすい場所であるとされているが、事業の実施にあたっての車両の主な走行ルートにこの場所が含まれている。渋滞を悪化させないための対策はあるか。[第3回・事務局] ・個々の車両がどのように走行するかによって騒音・振動は大きく変わり、複数の車線がある場合にはなるべく内側を走行するだけで振動は低減される。こういったことも施工事業者には伝えてもらいたい。[第3回] ・尼崎市の歴史的な経緯も踏まえると、阪神高速5号湾岸線の利用によりなるべく環境負荷を軽減するという責務は市にもあると思う。[第3回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の際には事業予定地の南側にある阪神高速5号湾岸線の利用による迂回が考えられるが、通常のごみ収集の際には生活道路を抜け道のように利用することはできないため、引き続き、五合橋線を利用することになると思う。[第3回]

	質疑・意見	回答・見解
水質（地下水質含む）・排水		
11	・事業予定地における土壌汚染の有無や解体時の掘削による地下水への影響はどう考えているか。[第1回]	・昭和37年頃以降はごみ処理施設の用地として活用されており、土壌汚染のおそれがある場所だと認識している。掘削については帯水層に及ぶ工事も予定されているため矢板の打設や濁水の処理が必要だと考えている。[第1回]
12	・施設の解体・建設時に水質を調査することとしているが、採水はどこで行う予定か。[第1回]	・設置を予定している排水処理施設で採水を行う。[第1回]
13	・工事中の排水については水質汚濁防止法に準じて排水するとあるが、どういうことか。[第2回]	・工事中の排水については、水質汚濁防止法では規制はないが、同法に準じた管理を行うこととしている。また、地下水については、土壌汚染対策法に基づいて管理することとしている。[第2回] ・1ヵ月に1回以上の定期的な測定を行うことを考えており、具体的な対策については準備書で示す。[第2回]
14	・工事中に地下水の水質の調査はするのか。[第2回]	・土壌汚染対策法に基づくガイドラインに従い、掘削箇所には矢板を打設することとし、矢板で囲われていない範囲で帯水層に及ぶ掘削を行う場合には、観測井を掘って監視を行うこととしています。[第2回・一部補足]
15	・掘削箇所において矢板を打設するかしないかはどのように決めるのか。[第3回] ・矢板を打設した方が地下水汚染に関する心配事が減るのではないか。[第3回]	・ごみピットを設置する際などにはある程度の深さの掘削が伴うことになるため、一般的には矢板を打設することになると思うが、矢板を打設しない工法もある。矢板を打設するかしないかについては、発注時には決めず、施工事業者の判断で選択してもらう予定としている。[第3回]
16	・帯水層の位置や地下水の流れ方などについては把握しているのか。[第3回]	・過去に地質調査が行われているほか、本事業の実施にあたっては地質調査を行っており、地下の状況については把握している。[第3回]
17	・雨天時の調査を行わない理由としては、雨水が他の排水と合わさったとしても大した量とならないからか。[第2回]	・そうである。[第2回]
18	・新施設では既存施設に比べ排水量が1/10に削減されるとあるが、どのような排水処理になるのか。[第1回]	・有害ガス除去装置については、既存施設では湿式であるが、新施設では乾式とする予定であり、有害ガス除去装置からの排水量が削減される。[第1回]
19	・新たな施設では既存施設に比べ排水量が10分の1になるとあるが、排水の汚濁負荷量も10分の1になるのか。[第2回]	・水質汚濁防止法に基づく基準に従うことになり、排水の汚濁負荷量も10分の1以下になると考えている。[第2回]
20	・し尿処理施設や雨水に関する排水、工事中の排水はどこに送られるのか。[第2回]	・雨水や工事中の排水については焼却施設と同様に運河に排水される。し尿については専用管で下水処理場に送られる。[第2回]

	質疑・意見	回答・見解
土壌汚染		
21	・保全措置項目とする場合には、影響が軽微か過去の類似事例から影響がわかるものとなっているが土壌汚染はどちらに該当するのか。[第1回]	・本事業では土壌汚染対策法と「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」に基づく施工方法により工事を実施するため、影響を軽微に抑えることができる。[第1回・補足] ・保全措置項目として選定し、環境影響を低減し、周辺環境を保全するための措置を検討し、準備書に記載する。[第1回・補足]
22	・土壌汚染について調査しない理由は何か。[第2回]	・事業予定地は過去からごみ処理施設の用地として活用されており、将来的にも同様の活用を行う予定である。そのため、調査や土壌の入れ替えは行わず、土壌汚染対策法などに基づき適切な対策を講じて施工することとした。[第2回]
23	・土壌汚染について、定性的な評価を行った類似事例にはどのようなものがあるか。[第2回]	・土壌汚染対策法に基づくガイドラインに従った対策を講じた場合の影響の程度を示す事例が多い。[第2回]
24	・現時点での土壌を把握するための調査を行い、その結果を記録として残す必要はないのか。これにより新たなごみ処理施設の稼働に伴う汚染の程度を説明することができるのではないか。[第2回]	・事業予定地には一定の汚染のおそれがあると考えている。調査に多額の費用を投じて汚染を明らかにし、土壌を浄化したとしても、将来的にごみ処理施設が建設されれば、再び汚染が生じることとなる。[第2回]
25	・工事に伴う土壌はどこに運搬するのか。[第2回]	・掘削時に発生する土壌については、盛土に使用するなど基本的には事業予定地から持ち出しは行わないこととしている。[第2回]
26	・汚染のおそれのある土壌は事業予定地内で処理するのか。[第2回]	・土壌については、飛散防止対策を講じたうえで事業予定地内において使用（埋立・盛土など）した後に覆土などの適切な拡散防止措置を施すこととしている。[第2回・一部補足]
27	・事業予定地は土壌汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」の指定を受けることで間違いないか。[第2回]	・土壌汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」の指定を受けるための申請を行う予定としている。地歴調査を踏まえ重金属等を含む第二種特定有害物質に土壌が汚染されているとみなして対応する。[第2回]
28	・一般的には土壌調査を行ったうえで、土壌汚染対策法に基づく「要措置区域」か「形質変更時要届出区域」の指定を受けることになると思うが、調査を省略できるのか。[第2回]	・土壌汚染対策法に基づくガイドラインでは、調査を省略する際には「第二溶出基準不適合及び土壌含有量基準に不適合な状態とみなす」ものとして扱えることが示されている。また、「健康被害が生ずるおそれに関する基準への該当性判断」により、周辺では地下水の利用がないため「形質変更時要届出区域」として指定を受ける予定である。[第2回]
29	・土壌汚染対策法は健康被害の防止を目的とした法律であるため、この法令に基づく対策だけでは、環境影響評価の対象に含まれる生活環境の保全には対応できていない可能性があるのではないか。	・土壌汚染対策法のガイドラインでは土壌や地下水の取り扱いについてきめ細かに示されているため、これらに基づいた対策を講じることは生活環境の保全にも資するものと考えている。[第3回] ・事業予定地の近傍には住居がないほか、地下水の利用もないため、ガイドラインに沿って施工を行えば生活環境に対しても問題は生じないと考えている。[第3回]

	質疑・意見	回答・見解
廃棄物・資源循環		
30	・施設内に PCB や石綿といった廃棄物はないのか。[第 1 回]	・PCB 廃棄物については処分済みであり、石綿の使用箇所については今年度中に確認する予定である。[第 1 回]
31	・資源循環の観点から工事中の残土の再利用は一般的であるが、プラスチックについても何らかの検討をしようか。[第 1 回]	・プラスチックについては資源化が進んでいないので、情報を整理し、準備書で対応を記載したい。[第 1 回]
地球温暖化		
32	・ごみ処理施設の稼働については環境影響評価の対象となっているが、工事については対象項目とはしないのか。[第 2 回]	・事業において最も大きな影響が生じると考えられるごみ処理施設の稼働を対象としている。工事については、長期間にわたるものではないため、対象とはしていないが、建設期間については低騒音型で最新のものを使用することで環境配慮を行う。[第 2 回]
風害		
33	・新施設は既存施設よりも小さくなるため風害に関する調査は不要とのことであるが、施設の建設場所などは現状と異なるのではないかと。施設の配置が変われば風に関する環境も変化するのではないかと。[第 1 回]	・同一敷地内で同規模の建物を建て替えた場合であっても、施設の配置が換われば風況も変化すると考えるが、建物高さが 30 m を超える範囲が限定的であることから、環境影響が及ぶ範囲は小さくなると考えられる。[第 1 回・補足]
	・建物高さが 60 m 未満であれば、他の対象事業（建築物の建設）の要件を満たさないのか、環境影響がないという理屈はおかしいのではないかと。他の対象事業の要件を考慮して、対象項目として選定しないという理屈であれば理解はできる。[第 2 回]	・風害の影響が懸念される対象事業として、高層建築物があるが、その規模要件は、他の自治体では建物高さ 100 m 以上もしくは 60 m 以上が多く、尼崎市においても「建築物の建築」は「建物高さ 60 m 以上かつ延べ面積 5 万 m ² 」が対象となっており、著しい影響はないと考えられる。[第 1 回・補足]
		・尼崎市環境影響評価等に関する条例における対象事業である「建築物の建設」では「建物高さ 60 m 以上かつ延べ面積 5 万 m ² 以上」を要件としており、この要件に準じて風害については対象項目として選定しないこととする。[第 2 回・補足]
景観		
34	・尼崎市の景観計画では眺望点が示されていないので、ウォーキングに活用できるマップから眺望点を抽出するだけでは不十分である。[第 1 回] ・観光やレクリエーションに用いられる場所を関係部署などに確認したうえで眺望点を定めるべきである。[第 1 回] ・尼崎市の景観計画では主要幹線道路沿いと河川沿いの景観を重要視しているため、調査が必要ではないかと。特に、中島新橋からは事業予定地がよく見えるはずである。[第 1 回]	・尼崎市の景観計画を参考に主要幹線道路沿いと河川沿いからの眺望点を確認するとともに、関係部署へのヒアリング結果や中島新橋からの眺望も踏まえて検討を行う。[第 1 回] ・確認した結果、東部浄化センター屋上広場、中島新橋、東高洲橋、尼崎清掃局前交差点を眺望点として追加する。[第 1 回・補足]

	質疑・意見	回答・見解
その他		
35	・既存施設において苦情などが寄せられているか。[第1回]	・騒音・振動、大気質、水質を含めて把握している限りでは苦情はない。[第1回]
36	・本市の都市計画マスタープランにおいては国道43号と五合橋線が交差する部分において交通渋滞が生じやすい場所であるとされているが、事業の実施にあたっての車両の主な走行ルートにこの場所が含まれている。渋滞を悪化させないための対策はあるか。[第3回・事務局]	・工事の際には事業予定地の南側にある阪神高速5号湾岸線の利用による迂回が考えられるが、通常のごみ収集の際には生活道路を抜け道のように利用することはできないため、引き続き、五合橋線を利用することになると思う。[第3回]

●委員からの質疑・意見への事務局の回答・見解

	質疑・意見	回答・見解
1	<ul style="list-style-type: none"> ・事業予定地の周辺には住宅地がないということであるが、住宅地以外は評価しなくてもいいのか。[第1回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術指針では生活環境以外にも都市環境なども評価対象に含むこととしており、住宅地ではないということが評価対象から外すという理由にはならない。[第1回]
2	<ul style="list-style-type: none"> ・「水害」への対応については答申に盛り込む必要はないか。[第3回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価の対象としては、通常の施設の操業などが想定されており、事故や災害などの例外的な事象については対象とはしていない。[第3回] ・「水害」については、事業全体の中では検討されている。[第3回]
3	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中の粉じんになどについては、どこの現場でも問題となりやすいため答申の中で指摘しておくべきではないか。[第3回] ・粉じんについては環境影響評価の対象項目として選定されていない理由を確認してはどうか。[第3回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中の粉じんについては、騒音、振動と同様に事業予定地の近傍に住居が存在しないことから評価項目に選定していない。また、近傍の環境に対しては、散水や工事用車両のタイヤ洗浄などにより粉じんの飛散防止に努める。[第3回・補足（事業者への確認）] ・供用後の粉じんについては、工事中と同様に事業予定地の近傍に住居が存在しないことから評価項目に選定していない。また、粉じんの影響が想定されるリサイクル処理施設については、設備機器を可能な限り建屋内設置とし、主に建屋内での作業とするため、屋外への影響はほとんどないものとする。[第3回・補足（事業者への確認）]
4	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の意見を聴く機会として説明会があるが、開催はしたが参加者がいなかったというようなことにならないよう対策を検討してもらいたい。[第3回] ・実施計画書に関する説明会での反省を活かして、準備書に関する説明会において住民の参加を促すことについて、全般的事項で意見することを検討してもらいたい。[第3回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・全般的事項において住民の参加に関する意見として記載する。[第3回]
5	<ul style="list-style-type: none"> ・答申（案）の全般的事項の「イ」において「建て替えであること」については触れられているが、これまでの審議内容を踏まえて、近傍に住居がないこと、過去から苦情がないことなども加えた方がよいのではないか。[第3回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の審議内容を踏まえた記載とする。[第3回]
6	<ul style="list-style-type: none"> ・答申（案）の全般的事業の「ア」において「実行可能な範囲で環境保全のための措置を検討」とあるが、実行可能な範囲でできる限り環境負荷を軽減するという旨も加えた方がよいと思う。[第3回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘のとおり表現とする。[第3回]